

よなごの国保

国民健康保険料の改正について

○令和2年度国民健康保険料から資産割を廃止します。

これまで、米子市の保険料は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの区分ごとに計算してきましたが、近年、加入者の高齢化が進み、収益性のない居住用等の資産を所有する所得の低い世帯の割合が増えてきたことから、負担能力に応じた保険料に見直すため、資産割を廃止し、資産割相当部分を所得割、均等割、平等割に振分けます。

また、国の制度改正により賦課限度額も改正となります。

令和2年度国民健康保険料は、下記のとおりで、世帯の人数や所得に変更がなくても平成31年度に比べ保険料が高くなる場合があります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

区 分	平成31年度（改正前）					令和2年度（改正後）				
	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）	限度額（万円）	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）	限度額（万円）
基礎賦課額	7.83	16.4	23,600	23,200	61	7.95	-	26,000	25,500	63
後期高齢者医療支援金賦課額	2.3	9.6	8,000	7,500	19	2.55	-	8,800	8,300	19
介護納付金賦課額（40～64歳の方）	2.29	9.6	9,500	5,100	16	2.44	-	10,500	5,600	17

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

○<基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※ 非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※ 譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！

米子市保険課 TEL(0859) 23-5121(高額療養費等) 23-5124(納付相談等)
23-5122(保険証、後期高齢者医療等) 23-5129(口座振替等)
23-5407(人間ドック等)

令和2年5月1日

国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額等がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を**5割軽減は28万5千円**（令和元年度は28万円）、**2割軽減は52万円**（同51万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

軽減割合	世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+ 28万5千円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+ 52万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯

※ 65歳以上の方の年金収入については、「年金収入－(120万円+15万円)」が軽減の判定をするための所得になります。

※ 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のことです。

※ 軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減について

雇用保険を受給される方のうち、解雇、正当な理由のある自己都合退職など、下記の条件を満たされる方は、雇用保険受給資格者証をご持参の上、市役所窓口で手続きしていただくことにより国民健康保険料が軽減される場合があります。

- 条件 離職日時点の年齢が65歳未満で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する場合
- 軽減内容 前年中の給与所得を30%とみなして保険料を計算します。
- 軽減期間 離職日の翌日が属する年度及び翌年度末まで

後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

令和2年度の後期高齢者医療保険の保険料率は、昨年度と同じで下記のとおりです。
ただし、賦課限度額が64万円（昨年度は62万円）に引き上げとなりました。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

所得割額

(前年中の総所得金額等－基礎控除額33万円)×8.07%

+

均等割額

1人当たりの額
42,480円

=

年間の保険料

100円未満は切り捨てます。
(賦課限度額**64万円**)

○ 年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○ 総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※ 非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※ 譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乗じる額を5割軽減は28万5千円（令和元年度は28万円）、2割軽減は52万円（同51万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

平成30年度まで9割軽減及び8.5割軽減の対象となっていた世帯については、本来は7割軽減の対象となるべきところ、これまでの特例的に軽減の上乗せ（2割及び1.5割）が行われていました。

しかしながら、令和元年度から段階的に軽減割合の見直しが行われることになりました。

平成30年度の軽減割合	令和元年度の軽減割合	令和2年度の軽減割合	世帯の総所得(収入)金額等 (世帯主と被保険により判定)	軽減後の均等割額
9割軽減	8割軽減	7割軽減 (※1)	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	12,744円
8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減(※2)	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、7割軽減に該当しない世帯	9,558円
5割軽減	5割軽減	5割軽減	【基礎控除額(33万円)+ <u>28万5千円</u> ×世帯の被保険者数]を超えない世帯	21,240円
2割軽減	2割軽減	2割軽減	【基礎控除額(33万円)+ <u>52万円</u> ×世帯の被保険者数]を超えない世帯	33,984円

※年金収入の場合は、「年金収入－(120万円+15万円)」が軽減の判定をするための所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

※1 平成30年度まで9割軽減の対象となっていた世帯については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減の拡充といった支援策の対象となるため、軽減割合が令和元年度は8割軽減、令和2年度以降は7割軽減となります。

※2 平成30年度まで8.5割軽減の対象となっていた世帯については、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、軽減割合が令和元年度は据え置き、令和2年度は7.75割軽減、令和3年度以降は7割軽減となります。

②被扶養者であった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者となっていた方は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、所得割額はかかりません。

国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険への加入や脱退があった方は、国民健康保険への加入や脱退の届出が必要です。

国民健康保険への加入や脱退の手続きは職場などではできませんので、ご自身での手続きが必要です。保険課または淀江支所地域生活課への届出を忘れないようご注意ください。

	加入するとき	脱退するとき
対象	<ul style="list-style-type: none"> 退職して職場の健康保険を脱退したとき 健康保険の被扶養者から外れたとき など	<ul style="list-style-type: none"> 就職して職場の健康保険に加入したとき 健康保険の被扶養者になったとき など
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険の資格喪失証明書 本人確認書類（運転免許証等） 個人番号カードまたは通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> 職場で交付された健康保険証 国民健康保険証 本人確認書類（運転免許証等） 個人番号カードまたは通知カード

※国民健康保険への加入の届出が遅れた場合にも、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。また、国民健康保険からの脱退の届出をしない限り、職場の健康保険に加入していても国民健康保険料は賦課されます。

※退職等による資格喪失後の健康保険には、任意継続・国民健康保険・ご家族の健康保険（被扶養者）の3つの方法があります。

保険料などから加入される健康保険制度を選択してください。（国民健康保険組合には、任意継続制度はありません。）

保険課 健康推進室から

健康推進室では米子市国保被保険者の方の健康づくりに役立てていただくようと2つの講演会を実施しています。（今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を未然に防ぐため中止となる場合があります。その際はホームページでお知らせします。）

【健康がい〜な講演会】

特定健診実施時期の早い時期にご自身の健康を考えていただく機会として実施しています。

- 実施日 令和2年7月14日（火）
 実施場所 ふれあいの里 大会議室
 講師 大山診療所長 朴大昊（ぱくてほ）先生
 テーマ「人生満喫のために、医師が勧める健康の秘訣」



昨年の健康がい〜な講演会の様子



昨年度のぞらまめ腎臓くん講演会のチラシ

【ぞらまめ腎臓くん講演会】

特定健康診査の結果から腎臓のはたらきの低下が予測される方に、これからの健康習慣の秘訣を学んでいただく講演会です。（昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を未然に防ぐため中止となりました。）